

静岡県立看護専門学校の授業料等減免等取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例(昭和46年静岡県条例第5号。以下「条例」という。)第8条及び第9条の規定による静岡県立看護専門学校(以下「学校」という。)の授業料及び入学検定料の減免、分割納付、納付猶予及び還付の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業料の減免

(授業料減免の対象者及び免除額)

第2条 条例第9条の規定により、授業料の減免を認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、その詳細および免除額は別表1のとおりとする。なお、第1号と第2号から第4号のいずれかは併用可能とし、併用の場合は、第1号による免除後の授業料に、第2号から第4号のいずれかの免除を適用するものとする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)(以下「修学支援法」という。)に基づく授業料減免の認定要件を満たす者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者の属する世帯と同一世帯の者又はこれに準ずる程度に困窮するに至った者
- (3) 本人と同一世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により自らの住宅に著しい損害を受けた者
- (4) その他やむを得ない事情があると静岡県立看護専門学校の長(以下「校長」という。)が認める者

(授業料減免の方法)

第3条 授業料の減免は条例第4条に規定する前期、後期(以下「前期、後期」という。)ごとに承認するものとする。ただし、生計維持者の死亡、災害その他予期しなかった事由(以下「家計急変事由」という。)が生じたこと等により緊急に減免が必要となった場合には、この限りではない。

(授業料減免の申請)

第4条 授業料の減免を申請しようとする者は、授業料減免申請書(要綱様式第1号)及び校長が必要と認める書類を、別に指定する日までに校長に提出しなければならない。

(授業料減免の知事への承認申請)

第5条 校長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、申請者が授業料減免の対象者と認められる場合は、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(授業料減免の決定)

第6条 知事は、前条の規定により、第4条に規定する書類を受理したときは、速やかに校長あて承認、不承認の旨を通知するものとする。

第3章 授業料の分割納付

(授業料分割納付の対象者)

第7条 条例第9条の規定により、授業料の分割納付を認められる者は、第2条の規定に準ずる者とし、その詳細は別表2のとおりとする。

(授業料分割納付の方法)

第8条 授業料の分割納付は、前期、後期ごとに承認するものとする。

(授業料分割納付の額)

第9条 授業料分割納付の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月月末までに納付するものとする。ただし、特別の事情がある場合はその他の分割方法により納付することができる。

(授業料分割納付の申請)

第10条 授業料の分割納付を申請しようとする者は、授業料分割納付申請書(要綱様式第2号)及び校長が必要と認める書類を、別に指定する日までに校長に提出しなければならない。

(授業料分割納付の決定)

第11条 校長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、速やかに申請者あて承認、不承認の旨を通知するものとする。

(授業料分割納付の知事への報告)

第12条 校長は、授業料分割納付の決定の都度、速やかに知事に報告しなければならない。

第4章 授業料の納付猶予

(授業料納付猶予の対象者)

第13条 条例第9条の規定により、授業料の納付猶予を認められる者は、第4条の規定により授業料の減免を申請しようとする者等のうち、やむを得ない事情があると校長が認める者とし、その詳細は別表3のとおりとする。

(授業料納付猶予の方法)

第14条 授業料の納付猶予は、前期、後期ごとに承認するものとする。ただし、家計急変事由が生じたこと等による授業料の納付猶予については、この限りではない。

(授業料納付猶予の期限)

第15条 授業料の納付を猶予する期限は、別に校長が定めるものとし、前期の授業料については9月末、後期の授業料については3月末を越えないものとする。

(授業料納付猶予の申請)

第16条 授業料の納付猶予を申請しようとする者は、授業料納付猶予申請書(要綱様式第3号)及び校長が必要と認める書類を、別に指定する日までに校長に提出しなければならない。

(授業料納付猶予の決定)

第17条 校長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、速やかに申請者あて承認、不承認の旨を通知するものとする。

(授業料納付猶予の知事への報告)

第18条 校長は、授業料納付猶予の決定の都度、速やかに知事に報告しなければならない。

第5章 授業料の還付

(授業料還付の対象者及び還付額)

第19条 条例第8条の規定により、授業料の還付を認められる者は、第6条の規定による授業料減免の承認を受けた者のうち、当該授業料について納付済の授業料がある者とし、その還付額は、免除を認められた授業料のうち納付済の額とする。

(授業料還付の方法及び決定)

第20条 授業料の還付は、前期、後期ごとに承認するものとし、第6条の規定による授業料減免の承認をもって、還付の決定がなされたものとする。

第6章 入学検定料の減免

(入学検定料減免の対象者及び免除額)

第21条 条例第9条の規定により、入学検定料の減免を認められる者は、本人と同一世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により自らの住宅に著しい損害を受けた者とし、その詳細および免除額は別表4のとおりとする。

(入学検定料減免の方法)

第22条 入学検定料の減免は、入学試験ごとに承認するものとする。

(入学検定料減免の申請)

第23条 入学検定料の減免を申請しようとする者は、入学検定料減免申請書(要綱様式第4号)及び校長が必要と認める書類を、当該入学試験に係る入学願書を提出する際に校長に提出しなければならない。

(入学検定料減免の知事への承認申請)

第24条 校長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、申請者が入学検定料減免の対象者と認められる場合は、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(入学検定料減免の決定)

第25条 知事は、前条の規定により、第23条に規定する書類を受理したときは、速やかに校長あて承認、不承認の旨を通知するものとする。

第7章 入学検定料の納付猶予

(入学検定料納付猶予の対象者)

第26条 条例第9条の規定により、入学検定料の納付猶予を認められる者は、第23条の規定により入学検定料の減免を申請しようとする者のうち、やむを得ない事情があると校長が認める者とし、その詳細は別表5のとおりとする。

(入学検定料納付猶予の方法)

第 27 条 入学検定料の納付猶予は、入学試験ごとに承認するものとする。

(入学検定料納付猶予の期限)

第 28 条 入学検定料の納付を猶予する期限は、別に校長が定めるものとし、当該入学試験実施日の前日を越えないものとする。

(入学検定料納付猶予の申請)

第 29 条 入学検定料の納付猶予を申請しようとする者は、入学検定料納付猶予申請書(要綱様式第 5 号)及び校長が必要と認める書類を、別に指定する日までに校長に提出しなければならない。

(入学検定料納付猶予の決定)

第 30 条 校長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、速やかに申請者あて承認、不承認の旨を通知するものとする。

(入学検定料納付猶予の知事への報告)

第 31 条 校長は、入学検定料納付猶予の決定の都度、速やかに知事に報告しなければならない。

第 8 章 入学検定料の還付

(入学検定料還付の対象者及び還付額)

第 32 条 条例第 8 条の規定により、入学検定料の還付を認められる者は、本人と同一世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により自らの住宅に著しい損害を受けた者のうち、やむを得ない事情により入学検定料の減免を申請できなかった者とし、その詳細および還付額は別表 6 のとおりとする。

(入学検定料還付の方法)

第 33 条 入学検定料の還付は、入学試験ごとに承認するものとする。

(入学検定料還付の申請)

第 34 条 入学検定料の還付を申請しようとする者は、入学検定料還付申請書(要綱様式第 6 号)及び校長が必要と認める書類を、別に指定する日までに校長に提出しなければならない。

(入学検定料還付の知事への承認申請)

第 35 条 校長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、申請者が入学検定料還付の対象者と認められる場合は、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(入学検定料還付の決定)

第 36 条 知事は、前条の規定により、第 34 条に規定する書類を受理したときは、速やかに校長あて承認、不承認の旨を通知するものとする。

第 9 章 補則

(事由の消滅の届出)

第 37 条 授業料又は入学検定料(以下「授業料等」という。)の減免、分割納付、納付猶予及び還付の承認を受けた者は、当該減免等の事由が消滅したときは、速やかに授

業料等減免等事由消滅届(要綱様式第7号)によりその旨を届け出なければならない。
(授業料等減免の取り消し)

第38条 知事は、授業料等減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期間の途中において、授業料等減免の理由を失った場合
- (3) 授業料等減額の承認を受けた者が、授業料等納期限を守らない場合
(授業料分割納付の取り消し)

第39条 校長は、授業料分割納付の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期間の途中において、授業料分割納付の理由を失った場合
- (3) 授業料分割納付の承認を受けた者が、授業料納期限を守らない場合
(授業料等納付猶予の取り消し)

第40条 校長は、授業料等納付猶予の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期間の途中において、授業料等納付猶予の理由を失った場合
(授業料等還付の取り消し)

第41条 知事は、授業料等還付の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期間の途中において、授業料等還付の理由を失った場合
(委任)

第42条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

要綱	授業料減免の対象者	免除額等
第 2 条第 1 号 (修学支援法)	修学支援法に基づく授業料減免の認定要件を満たす者	修学支援法の定める額
第 2 条第 2 号 (生活保護等)	次のいずれかに該当する者 (1) 生活保護を受けている者 (生活保護法第 17 条に規定する生業扶助のうち技能習得費 (高等学校等就学費を含む) が給付されない者に限る。) (2) 里親若しくは保護受託者に委託又は児童養護施設に入所している者 (3) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者 (4) 上記 (1) から (3) 以外で生活保護を受けている者と同程度に困窮している者 (同一世帯全員の収入が生活保護基準額の 1.1 倍未満の者)	全額
第 2 条第 3 号 (天災等)	その世帯の居住する住宅が全壊した者	全額 (2 期を限度)
	その世帯の居住する住宅が大規模半壊又は半壊した者	半額 (2 期を限度)
	その世帯の居住する住宅が床上浸水した者	2 か月 (当期限り)
第 2 条第 4 号 (その他)	交通遺児等であつて、その世帯の主たる家計支援者の生活困窮の程度が次のいずれかに該当する者 (1) 所得税を納付しないこととなった者 (2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者 (3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者 (4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者 (5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者	全額

別表 2 (第 7 条関係)

要綱	授業料分割納付の対象者
第 7 条 (授業料分割納付)	第 2 条に規定する者のほか、同一世帯全員の収入が生活保護基準額の 1.1 倍に近似している者又はその他の特別な事情があると校長が認める者

別表3（第13条関係）

要綱	授業料納付猶予の対象者
第13条 (授業料納付猶予)	次のいずれかに該当する者 (1) 第4条の規定により授業料の減免を申請しようとする者のうち、当該授業料減免の申請期限までに、第2条の規定による授業料減免の対象者であることを示すことが困難なやむを得ない事情があると校長が認める者 (2) 家計急変事由が生じたこと等により、第4条の規定による授業料減免の申請について校長に事前の相談を行った者

別表4（第21条関係）

要綱	入学検定料減免の対象者	免除額
第21条 (入学検定料減免)	その世帯の居住する住宅が全壊した者	全額
	その世帯の居住する住宅が大規模半壊又は半壊した者	半額

別表5（第26条関係）

要綱	入学検定料納付猶予の対象者
第26条 (入学検定料納付猶予)	第23条の規定により入学検定料の減免を申請しようとする者のうち、当該入学検定料減免の申請期限までに、第21条の規定による入学検定料減免の対象者であることを示すことが困難なやむを得ない事情があると校長が認める者

別表6（第32条関係）

要綱	入学検定料還付の対象者	還付額
第32条 (入学検定料還付)	その世帯の居住する住宅が全壊した者	全額
	その世帯の居住する住宅が大規模半壊又は半壊した者	半額

授 業 料 減 免 申 請 書

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者 (学科 年 組)

氏名 ㊦

保証人住所

氏名 ㊦

次のとおり授業料の減免を受けたいので、申請します。

減免を受けようとする期間および金額	
期間	()年度 <input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 (月～ 月)
金額(※)	()円

※減免申請の理由に第2条第1号（修学支援法）を含む場合は記入不要

授業料減免の申請内容
<p>1 新規、継続の別 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続</p> <p>2 減免申請の理由(※) <input type="checkbox"/> 第2条第1号（修学支援法） <input type="checkbox"/> 第2条第2号（生活保護等） <input type="checkbox"/> (1)生活保護 <input type="checkbox"/> (2)里親等 <input type="checkbox"/> (3)就学援助 <input type="checkbox"/> (4)生活保護同程度困窮 <input type="checkbox"/> 第2条第3号（天災等） <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊・半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 第2条第4号（その他） <input type="checkbox"/> (1)所得税 <input type="checkbox"/> (2)市町村民税 <input type="checkbox"/> (3)国民年金 <input type="checkbox"/> (4)児童扶養手当 <input type="checkbox"/> (5)就学援助</p> <p>3 家計急変事由が生じたこと等による申請の別（該当の場合のみチェック） <input type="checkbox"/> 家計急変事由が生じたこと等による申請</p>

※第2条第1号と第2号～第4号は併用可

減免申請の事由（詳細に記入すること） ※減免申請の理由が第2条第1号のみの場合は記入不要

授業料分割納付申請書

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者 (学科 年 組)

氏名 ㊟

保証人住所

氏名 ㊟

次のとおり授業料を分割して納付したいので、申請します。

分割納付を希望する期間	() 年度 (<input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期)												
分割納付方法・納付額	<input type="checkbox"/> 月割 (均等割) <input type="checkbox"/> その他 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">円</td> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>円</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>円</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> </table>	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円
月	円	月	円										
月	円	月	円										
月	円	月	円										
分割納付申請の理由	<input type="checkbox"/> 第2条に規定する者 <input type="checkbox"/> 生活保護基準同程度困窮に近似 <input type="checkbox"/> その他の特別な事情												
上記の詳細													

授業料納付猶予申請書

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者 (学科 年 組)

氏名 ㊦

保証人住所

保証人氏名 ㊦

次のとおり授業料の納付猶予を受けたいので、申請します。

納付猶予を受けようとする授業料	()年度 <input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期
納付猶予申請の理由	<input type="checkbox"/> 授業料減免対象者であることを示すことが困難 (授業料減免の申請理由(予定)) <input type="checkbox"/> 第2条第1号(修学支援法) <input type="checkbox"/> 第2条第2号(生活保護等) <input type="checkbox"/> 第2条第3号(天災等) <input type="checkbox"/> 第2条第4号(その他) ※ 第2条第1号と第2号～第4号は併用可 <input type="checkbox"/> 家計急変事由の発生等
上記の詳細	

入学検定料減免申請書

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者（入学志願者）

氏名 ㊟

住所

電話番号

メールアドレス

次のとおり入学検定料の減免を受けたいので、申請します。

入学検定料の減免を受けようとする入学試験	実施年度	（ ）年度
	学科	<input type="checkbox"/> 看護1学科 <input type="checkbox"/> 看護2学科 <input type="checkbox"/> 助産学科
	入試区分	<input type="checkbox"/> 推薦入試 <input type="checkbox"/> 一般入試
被災状況及び減免を受けようとする金額	<input type="checkbox"/> 全壊（全額） <input type="checkbox"/> 大規模半壊・半壊（半額）	
上記被災の発生時期	（ ）年（ ）月（ ）日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。） ※ 住民票の写は、被災証明書の証明内容と申請者の関係が分かる内容であること。	
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、本減免申請が認められなかった場合には、所定の入学検定料の納付が必要であり、指定期日までに納付ができない場合は、当該入学試験の受験は認められないことを承知しています。	

入学検定料納付猶予申請書

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者（入学志願者）

氏名 ㊟

住所

電話番号

メールアドレス

次のとおり入学検定料の納付猶予を受けたいので、申請します。

入学検定料の 納付猶予を受けよう とする入学試験	実施年度	（ ）年度
	学科	<input type="checkbox"/> 看護1学科 <input type="checkbox"/> 看護2学科 <input type="checkbox"/> 助産学科
	入試区分	<input type="checkbox"/> 推薦入試 <input type="checkbox"/> 一般入試
申請の理由となる 被災の発生時期	（ ）年（ ）月（ ）日	
納付猶予申請の理由	<input type="checkbox"/> り災証明書の提出が当該入学試験に係る入学検定料減免の申請期限に間に合わないため <input type="checkbox"/> その他やむを得ない事情によるため （以下に詳細に記入すること）	
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、本猶予申請が認められた場合にも、別に指定される入学検定料減免申請期限までに減免申請書類の提出が行えない場合は、入学検定料の納付が必要になることを承知しています。このとき、指定期日までに納付ができない場合は、当該入学試験の受験は認められないことを承知しています。	

入 学 検 定 料 還 付 申 請 書

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者 (入学志願者)

氏名 ㊟

住所

電話番号

メールアドレス

次のとおり入学検定料の還付を受けたいので、申請します。

入学検定料の 還付を受けようと する入学試験	実施年度	() 年度
	学科	<input type="checkbox"/> 看護1学科 <input type="checkbox"/> 看護2学科 <input type="checkbox"/> 助産学科
	入試区分	<input type="checkbox"/> 推薦入試 <input type="checkbox"/> 一般入試
被災状況及び還付を 受けようとする金額	<input type="checkbox"/> 全壊 (全額) <input type="checkbox"/> 大規模半壊・半壊 (半額)	
上記被災の発生時期	() 年 () 月 () 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写 (世帯全員のもの。原本。) <input type="checkbox"/> 預金通帳の写 (振込口座に係る下記事項が分かるページ) ※ 住民票の写は、り災証明書の証明内容と申請者の関係が分かる内容であること。	

(還付金振込口座)

金融機関名		支店名	
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人	(カタカナにて記入)		

※申請者と振込口座の口座名義人が異なる場合には、以下も記入してください。

私 (還付申請者) に還付される静岡県立看護専門学校入学検定料の受領に係る一切の権限を、以下の者に委任します。

受任者	住所	
	氏名	㊟

※受任者は還付金振込口座の口座名義人と同一の者としてください。

授業料等減免等事由消滅届

年 月 日

静岡県立看護専門学校長 様

申請者 (学科 年 組)

氏名 ㊦

保証人住所※

氏名※ ㊦

年 月 日付け 第 号で承認された授業料等の減免等について、
年 月 日減免等の事由が消滅したので届け出ます。

授業料等の種類	<input type="checkbox"/> 授業料 <input type="checkbox"/> 入学検定料 (※)
減免等の種類	<input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 分割納付 <input type="checkbox"/> 納付猶予 <input type="checkbox"/> 還付
減免等の事由が 消滅した理由	

※入学検定料の場合、保証人の欄は記入不要